

議案第172号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり市道の管理の瑕疵による事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年9月22日提出

大津市長 越 直 美

1 和解の相手方

[Redacted]

2 損害賠償の額

45,000,000円

(参考)

平成25年9月22日未明、大津市膳所平尾町字膳所谷9-96番地先市道中4519号線において、同市道を走行していた原動機付自転車が、台風18号の接近に伴う集中豪雨により相模川の護岸が崩壊して同市道が崩落したところへ進入して同河川に転落し、その運転者が死亡したもの